

## 9) 事業内容等変更に伴う届け出等

出資額や役員などの登記事項に変更があった場合は、変更登記が必要です。定款の変更を行った場合は、行政庁（県）への届出が必要です。法人の内容に変更があった場合は、税務関係機関（税務署、都道府県税事務所及び市町村税務課）に変更・異動届出書の提出が必要です。

### 1. 変更登記

登記事項の変更があった場合は、2週間以内に主たる事務所の所在地において、変更の登記を行う必要があります（農協法75条1項）。

変更の登記が必要な事項は次のとおりです。

事業  
名称  
地区  
事務所の所在場所（注1、2、3）  
出資農事組合法人の場合は、出資一口の金額及びその払込みの方法並びに出資の総口数及び払込済みの出資の総額（注4、5）  
存立時期を定めたときは、その時期  
代表権を有する者の氏名、住所及び資格  
公告の方法

#### 変更登記の留意事項

1. 主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、2週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては上記 ~ の事項を登記しなければなりません（農協法76条）。
2. 従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては3週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては、4週間以内に次の事項を登記しなければなりません（農協法83条）。  
(1) 名称、(2) 主たる事務所の所在場所、(3) 従たる事務所の所在場所
3. 事務所の新設又は事務所の移転の変更登記申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければなりません（農協法88条1項）。
4. 出資に関する事項については、毎事業年度末日現在により事業年度終了後、4週間以内に行うことができます（農協法75条2項）。
5. 出資一口の金額の減少の変更登記申請書には、債権者への公告及び知れたる者への催告をしたこと、並びに、異議を述べた債権者があるときは、弁済等をしたこと、又は出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければなりません（農協法88条1項）。

### 2. 定款変更に伴う行政庁への届出

定款を変更したときは、変更の日から2週間以内に、変更に係る事項を行政庁に届け出なければなりません。（農協法72条の13）

提出書類	添付書類	期限	提出先
定款変更届	定款変更事項に係る書面 (変更後定款、変更条項の新旧対照表等) 総会議事録	変更後遅滞なく	県知事

3. 法人の内容変更に伴う税務関係機関への届け出

出資額(資本金額)等、法人の内容に変更があった場合には税務関係機関(税務署、都道府県税事務所及び市町村税務課)に変更・異動届出書の提出が必要となります。

税務関係機関への変更・異動届出書一覧

届出が必要な事項	届出書類	届出先	届け出期限
本店(主たる事務所) 事業年度 事業目的 商号(名称) 資本金 代表者 解散 清算結了	変更・異動届出書 《添付書類》 ・登記事項証明書 (登記簿謄本)	・税務署、 ・都道府県税事務所 ・市町村税務課	遅滞なく

法人変更届様式

<p>法人変更届</p> <p style="margin-left: 20px;">             税 務 署 長     殿              県税事務所長   殿              市 町 村 長     殿         </p> <p style="margin-left: 400px;">             本店              法人名              代表者名            (印)         </p> <p>当社は下記事項を変更したのでお届けします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%;">変更後</th> <th style="width: 40%;">変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>添付書類</td> <td colspan="2">1. 登記事項証明書(又は登記簿謄本)    1通</td> </tr> </tbody> </table>				変更後	変更前	変更事項			変更年月日			添付書類	1. 登記事項証明書(又は登記簿謄本)    1通	
	変更後	変更前												
変更事項														
変更年月日														
添付書類	1. 登記事項証明書(又は登記簿謄本)    1通													

## 10) 農事組合法人から株式会社への組織変更

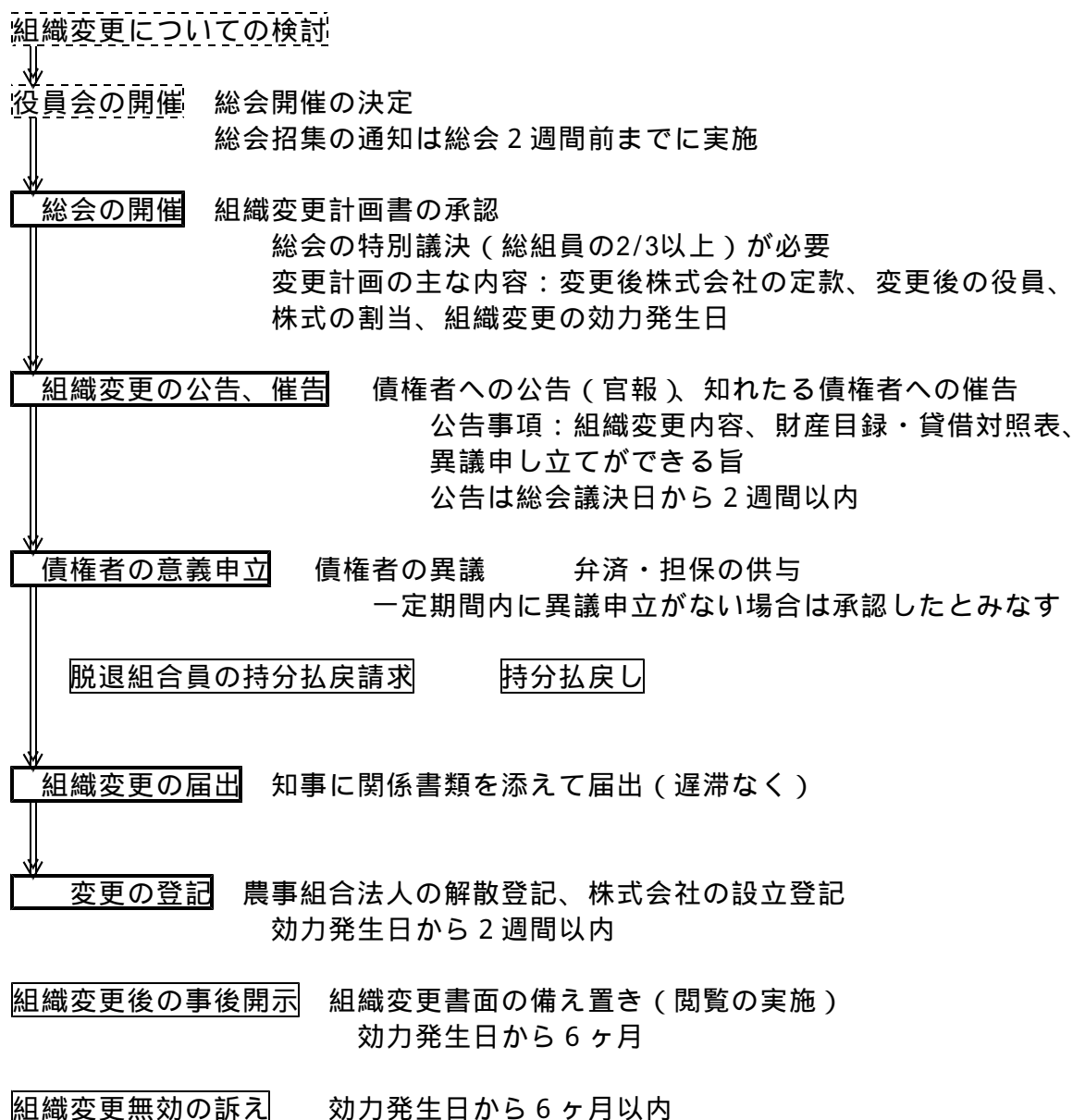
出資制の農事組合法人については、株式会社への組織変更が可能です。  
農事組合法人から合同会社、合名会社、合資会社への組織変更については、法律上の規定がないため、一度解散の手続きを経なければなりません。

### 1. 株式会社への組織変更

平成14年1月1日に施行された農協法の一部改正により、出資制の農事組合法人については、株式会社への組織変更が可能となりました(農協法73条の2)。

なお、株式会社から農事組合法人へ、農事組合法人から合同会社、合名会社、合資会社への組織変更については、法律上の規定がないため、一度解散の手続きを経なければなりません。

#### 【組織変更の手順】



## 2. 組織変更手続き

農業協同組合法に規定される農事組合法人から株式会社への組織変更の手続きの手順（流れ）は下記のとおりです。

### (1) 組織変更計画書の承認（農協法73条の3第1～4項）

株式会社に組織を変更するためには、総会を開催し「組織変更計画」の承認、つまり組織変更の承認を得なければなりません。

#### 1) 承認にあたっての留意事項

総会の承認は総組合員の3分の2以上の多数の賛成による特別議決によるなければなりません。

総会の招集にあたっては、総会の2週間前までに会議の目的である事項及び組織変更計画の要領を示して全組合員に通知しなければなりません。

#### 2) 変更計画書の記載事項

変更計画書には次の事項を定めなければなりません。

#### 変更計画書の記載事項

組織変更後の株式会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数 上記に掲げるもののほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項 組織変更後株式会社の取締役の氏名 会計参与等（会計参与又は監査役又は会計監査人）の氏名又は名称 （注）会計参与等を設置する場合に該当する事項を記載 組織変更をする農事組合法人の組合員が組織変更の際して取得する組織変更後株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法 組織変更をする農事組合法人の組合員に対する上記の株式の割当てに関する事項 組織変更後株式会社が組織変更の際して組織変更をする農事組合法人の組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときは、その額又はその算定方法 組織変更をする農事組合法人の組合員に対する上記の金銭の割当てに関する事項 組織変更がその効力を生ずる日（効力発生日）その他政令で定める事項
---

### (2) 組織変更の公告（農協法73条の3第5項）

#### 1) 債権者への公告

総会で組織変更を議決した日から2週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成し、組合の債権者に閲覧させるため、これらを主たる事務所に備え置かなければなりません。

また、総会で組織変更を議決した日から2週間以内に組合の債権者に対して、次に掲げる事項を官報に公告するとともに、知れたる債権者には、個別に催告しなければなりません。

#### 官報公告事項

組織変更をする旨 財産目録及び貸借対照表に関する事項（農林水産省令で定めるもの） 債権者が一定の期間（注）内に異議を述べるができる旨 （注）一定の期間は1月を下回ってはならない
---

## 2) 債権者の異議の申立

債権者が一定の期間内に組織変更に対し異議を述べなかつたときは、承認したものとみなされます。

しかし、債権者が異議を述べたときは、農事組合法人は、そのもの対し、弁済し、もしくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社もしくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければなりません。

ただし、組織変更をしても、その債権者を害するおそれがない場合は、このような措置は必要としません。

## (3) 組織変更に対抗する組合員の脱退（農協法73条の5）

### 1) 脱退方法・手続き

変更前の農事組合法人の組合員で、組織変更のための総会に先だつて、組織変更前の農事組合法人に対し書面をもって組織変更に対抗の意思を通知した組合員は、組織変更の議決の日から20日以内に書面で持分の払戻しを請求することにより、組織変更の日農事組合法人を脱退することができます。

### 2) 脱退にあたっての留意事項

脱退の通知又は持分払戻しの請求は、農事組合法人の承諾を得て、電磁的方法により行うことができます。

組織変更に対抗する組合員の脱退については、定款の定めにかかわらず、その持分の全部の払戻しを請求することができます。

持分を計算するにあたり、農事組合法人の財産で、法人の債務を完済できないときは、農事組合法人は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対して、その組合員の負担分の損失額の払込みを請求することができます。

持分払い戻しの請求権は、脱退の時から2年間これを行わないときは、時効によって消滅します。

脱退した組合員が農事組合法人に対する債務を完済するまでは、法人は、その持分の払戻しを停止することができます。

持分の計算にあたっては、組織変更の日が脱退した事業年度の末と見なされます。

## (4) 組合員への株式の割当（農協法73条の6）

### 1) 株式の割当方法

組織変更を行う農事組合法人の組合員（脱退する組合員等を除く）は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後、株式会社の株式の割当てを受けることとなります。この株式の割当ては、組合員の出資口数に応じて、行わなければならない。

### 2) 株式の割当にあたっての留意事項

割り当てる株式の数に一株に満たない端数があるときは、その端数の合計数（その合計数に一に満たない端数がある場合は、切り捨て）に相当する数の株式を競売し、かつ、その端数に応じて、その競売により得られた代金を当該者に交付しなければなりません（農協法73条の6で準用する会社法234条1項）。

端数処理の場合の競売に代えて、市場価格のある株式については市場価格と

して農林水産省令で定める方法により算定される額をもって、市場価格のない株式については裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができます（農協法73条の6で準用する会社法234条2～5項）。株式の割当に当たっては、上記以外に農協法73条の6で準用する会社法868条1項、869条、871条、874条(第4号に係る部分に限る)、875条及び876条の規定によります。

(5) 質権を有する者への通知（農協法73条の9）

組織変更を行う農事組合法人が、組織変更の議決を行ったときは、議決の日から2週間以内に、組織変更の旨を持分を目的とする質権を有する者で知れているものに個別に通知しなければなりません。

(6) 組織変更の効力の発生（農協法73条の11）

組織変更を行う農事組合法人は、効力発生日(注)に、株式会社となります。また、農事組合法人の組合員は、効力発生日(注)に株式の株主となります。

(注) 効力発生日は変更計画書に記載した「組織変更がその効力を生ずる日」となります。

(7) 組織変更の届出（農協法73条の12）

農事組合法人が、組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁（県知事）に届け出なければなりません。

(8) 組織変更後の閲覧請求等（農協法73条の13）

1) 組織変更事項を記載した書面の備え置き

組織変更後の株式会社は、組織変更の公告（農協法73条の3第5項）の経緯の経過、効力発生日その他の組織変更に関する事項を記載した書面（又は電磁的記録）を、効力発生日から6月間、本店に備え置かなければなりません。

2) 組織変更事項を記載した書面の閲覧等の請求

組織変更後株式会社の株主及び債権者は、組織変更後株式会社の営業時間内に、いつでも、組織変更後株式会社に対し次に掲げる請求をすることができます。この場合においては、組織変更後株式会社は、正当な理由がない場合はこれを拒んではなりません。

株主及び債権者が請求できる事項

組織変更事項を記載した書面の閲覧の請求 組織変更事項を記載した書面の謄本又は抄本の交付の請求 組織変更事項を記載した電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 組織変更事項を記載した電磁的記録に記録された事項を組織変更後株式会社が定めた電磁的方法により提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
---

(注) 及び の請求をするには、組織変更後株式会社の定めた費用を支払わなければなりません。

( 9 ) 組織変更無効の訴え ( 農協法73条の14 )

組織変更の無効は、組織変更の効力が生じた日から6ヶ月以内に、訴えをもってのみ主張することができます。なお、組織変更無効の訴えができるのは組織変更をする農事組合法人の組合員であった者又は組織変更後の会社の株主等、破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかった債権者です。

( 10 ) 組織変更の登記 ( 農協法81条 )

出資農事組合法人が組織変更をしたときは、その効力が生じた日 ( 変更承認計画に記載した効力発生日 ) から2週間以内に、組織変更前の出資農事組合法人については主たる事務所の所在地において解散の登記をし、組織変更後の株式会社については本店の所在地において設立の登記をしなければなりません。

組織変更に伴う登記手続きについては農業協同組合法の規定 ( 第四章登記等、74条 ~ ) に基づき行うこととなりますが、登記事項や提出書類などの登記手続きの詳細については司法書士、法務局 ( 登記所 ) 等に相談してください。

## 11) 農事組合法人の合併

農事組合法人は他の農事組合法人と合併することができます。  
農事組合法人の合併には吸収合併と新設合併があります。

農業協同組合法に規定される農事組合法人の合併手続きは下記のとおりです。

### 1. 合併の承認・合併契約書の締結（農協法73条4項で準用する同65条1項）

農事組合法人が合併しようとするときは、総会の議決を経て、合併契約を締結しなければなりません。なお、総会の議決は総組合員の3分の2以上の多数の賛成による特別議決によらなければなりません。

合併契約書の記載事項（農業協同組合法施行令3条の7）

合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の名称、地区及び主たる事務所の所在地
合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の出資一口の金額
合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対する出資の割当てに関する事項
合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の資本準備金及び利益準備金に関する事項
合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対して支払をする金額を定めたときは、その規定
合併を行う組合が合併の日までに剰余金の配当をするときは、その限度額
合併を行う時期
合併を行う組合の合併を議決した総会の日

（注）非出資組合の場合は、 から までの事項を除きます。

### 2. 合併の公告（農協法73条4項で準用する同65条4項）

#### （1）債権者への公告

総会で組織変更を議決した日から2週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成し、組合の債権者に閲覧させるため、これらを主たる事務所に備え置かなければなりません。

また、総会で組織変更を議決した日から2週間以内に組合の債権者に対して、次に掲げる事項を官報に公告するとともに、知れたる債権者には、個別に催告しなければなりません。

官報公告事項

合併をする旨 財産目録及び貸借対照表に関する事項として農林水産省令で定めるもの 債権者が一定の期間(注)内に異議を述べることができる旨
---

（注）一定の期間は1月を下回ってはなりません。

#### （2）債権者の異議の申立

債権者が一定の期間内に組織変更に対し異議を述べなかったときは、承認したものとみなされます。

しかし、債権者が異議を述べたときは、農事組合法人は、その者に対し、弁済し、もしくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社もしくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければなりません。

ただし、組織変更をしても、その債権者を害するおそれがない場合は、このよう



な措置は必要としません。

### 3. 合併の事前開示(農協法73条4項で準用する同65条の3)

#### (1) 合併契約書等の備え置き

合併をする組合の理事は合併契約の内容及び農林水産省令で定める事項を記載した書面(又は電磁的記録)を一定期間、主たる事務所に備え置かなければなりません。据え置き期間及び農林水産省令で定める事項(「事前開示事項」という)は、下記のとおりとなります。

合併によって消滅する組合

#### 【据え置き期間】

合併承認総会の日から2週間前まで

#### 【事前開示事項】

ア. 次に掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項

(ア) 合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対する出資の割当てに関する事項

(イ) 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の資本準備金及び利益準備金に関する事項

(ウ) 合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対して支払をする金額を定めたときは、その規定

イ. 吸収合併存続組合の定款の定め

ウ. 吸収合併存続組合についての次に掲げる事項

(ア) 最終事業年度に係る決算関係書類(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続組合の成立の日における貸借対照表)の内容

(イ) 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続組合の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(合併契約書等を主たる事務所に備え置いた日、(以下「合併契約備置開始日」という)後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

エ. 吸収合併消滅組合(清算組合を除く。)についての次に掲げる事項

(ア) 最終事業年度がないときは、吸収合併消滅組合の成立の日における貸借対照表

(イ) 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅組合の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(合併契約備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

オ. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務(合併について異議を述べる事ができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

カ. 合併契約備置開始日後、上記アからオまでに掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

合併後存続する組合

#### 【据え置き期間】

合併承認総会の日から2週間前まで

#### 【事前開示事項】

- ア．次に掲げる定めを行ったときは、その規定（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項
- （ア）合併によって消滅する組合の組合員又は会員に対する出資の割当てに関する事項
  - （イ）合併によって消滅する組合の組合員又は会員に対して支払をする金額
- イ．吸収合併消滅組合（清算組合を除く。）についての次に掲げる事項
- （ア）最終事業年度に係る決算関係書類（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅組合の成立の日における貸借対照表）の内容
  - （イ）最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（合併契約備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）
- ウ．吸収合併消滅組合（清算組合に限る。）が合併の公告に際して作成した貸借対照表
- エ．吸収合併存続組合についての次に掲げる事項
- （ア）最終事業年度がないときは、吸収合併存続組合の成立の日における貸借対照表
  - （イ）最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（合併契約備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）
- オ．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務（法第六十五条第四項において準用する法第四十九条第二項第三号の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項
- カ．合併契約備置開始日後、上記アからオまでに掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

#### 合併によって設立する組合

##### 【据え置き期間】

合併の登記の日から6月間

##### 【事前開示事項】

- ア．次に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項
- （ア）合併後存続する組合又は合併によって設立する組合の名称、地区及び主たる事務所の所在地
  - （イ）合併後存続する組合又は合併によって設立する組合の出資一口の金額
  - （ウ）合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対する出資の割当てに関する事項
- イ．吸収合併消滅組合（清算組合を除く。）についての次に掲げる事項
- （ア）最終事業年度に係る決算関係書類（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅組合の成立の日における貸借対照表）の内容
  - （イ）最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（合併契約備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最

終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ウ．吸収合併消滅組合（清算組合に限る。）が法第七十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

エ．吸収合併存続組合についての次に掲げる事項

（ア）最終事業年度がないときは、吸収合併存続組合の成立の日における貸借対照表

（イ）最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（合併契約備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

オ．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務（吸収合併について異議を述べるができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

カ．合併契約備置開始日後、上記アからオまでに掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

## （２）合併契約書等の閲覧等の請求

合併を行う農事組合法人の組合員及び組合の債務者は組織変更後株式会社の株主及び債権者は、組織変更後株式会社の営業時間内に、いつでも、組織変更後株式会社に対し次に掲げる請求をすることができます。この場合においては、組織変更後株式会社は、正当な理由がない場合はこれを拒んではなりません。

株主及び債権者が請求できる事項

合併契約書等の閲覧の請求

合併契約書等の謄本又は抄本の交付の請求

合併契約書等を記載した電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

合併契約書等を記載した電磁的記録に記録された事項を組織変更後株式会社が定めた電磁的方法により提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（注） 及び の請求をするには、当該農事組合法人の定めた費用を支払わなければなりません。

## 4．新設合併組合の定款の作成（農協法73条4項で準用する同66条1項）

合併によって組合を設立するときには、各組合の総会においてその役員の中から設立委員を選任し、設立委員が共同して定款の作成、役員を選任、及びその他設立に必要な行為をしなければなりません。

## 5．合併の効力の発生（農協法73条4項で準用する同67条）

組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によって設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、登記をすることによって、その効力が発生します。

## 6．合併により消滅した組合の権利義務の承継（農協法73条4項で準用する同68条）

合併後、存続する組合又は合併によって設立した組合は、合併によって消滅した組合の権利義務（当該組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継します。

7. 合併組合の事後開示（農協法73条4項で準用する同68条の2）

(1) 継承した権利義務等を記載した書面の作成

合併後、存続する組合又は合併によって設立した組合の理事は、合併の登記の日後遅滞なく、組合が承継した合併によつて消滅した組合の権利義務、及びその他の合併に関する事項（以下「継承権利義務等」という）を記載した書面（又は電磁的記録）を作成しなければなりません。

その他合併に関する事項（農協法施行規則210条）

組合が吸収合併存続組合である場合

ア．合併が効力を生じた日

イ．吸収合併消滅組合又は吸収合併存続組合における合併の公告及び知れたる債権者への催告の手續の経過

ウ．吸収合併存続組合が吸収合併消滅組合から承継した重要な権利義務に関する事項

エ．合併によって消滅する組合が備え置いた書面（又は電磁的記録）に記載された事項（合併契約の内容を除く。）

オ．上記アからエまでに掲げるもののほか、合併に関する重要な事項

組合が新設合併設立組合である場合

ア．合併が効力を生じた日

イ．新設合併消滅組合又は新設合併設立組合における合併の公告及び知れたる債権者への催告の手續の経過

ウ．新設合併設立組合が新設合併消滅組合から承継した重要な権利義務に関する事項

エ．上記アからウまでに掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(2) 継承権利義務等を記載した書面の備え置き

合併後、存続する組合又は合併によって設立した組合の理事は、合併の登記の日から6月間、組合が承継した合併によって消滅した組合の権利義務、その他の合併に関する事項を記載した書面（又は電磁的記録）を主たる事務所に備えて置かなければなりません。

(3) 継承権利義務等を記載した書面の閲覧の請求

組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができます。この場合においては、理事は、正当な理由がないときは、これを拒んではなりません。

組合員及び組合の債権者が請求できる事項

継承権利義務等を記載した書面の閲覧の請求

継承権利義務等を記載した書面の謄本又は抄本の交付の請求

継承権利義務等を記載した電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

継承権利義務等を記載した電磁的記録に記録された事項を組合の定めた電磁的方法により提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(注) 及び の請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければなりません。

## 8 . 合併無効の訴え（農協法73条4項で準用する同69条）

合併の無効の訴えは、下記のとおり、合併の効力が生じた日から6ヶ月以内に、訴えをもってのみ主張することができます。

会社の吸収合併の場合：吸収合併の効力が生じた日から6箇月以内 会社の新設合併の場合：新設合併の効力が生じた日から6箇月以内
--

なお、無効の訴えができるのは下記のとおり、合併をする組合の組合員等や合併について承認をしなかった債権者に限られます。

会社の吸収合併の場合： 当該行為の効力が生じた日において吸収合併をする組合の組合員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人であった者又は吸収合併後存続する組合の組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人、破産管財人若しくは吸収合併について承認をしなかった債権者 会社の新設合併の場合： 当該行為の効力が生じた日において新設合併をする組合の組合員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人であった者又は新設合併により設立する組合の組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人、破産管財人若しくは新設合併について承認をしなかった債権者
--

## 9 . 合併の登記（農協法79条）

農事組合法人が合併する場合、合併に必要な行為を終わつたとき、2週間以内に、主たる事務所の所在地において、存続する農事組合法人については変更の登記、消滅する農事組合法人については解散の登記、合併によって設立する農事組合法人については設立の登記をしなければなりません。

組織変更に伴う登記手続きについては農業協同組合法の規定（第四章登記等、74条～）に基づき行うこととなりますが、登記事項や提出書類などの登記手続きの詳細については司法書士、法務局（登記所）等に相談してください。

## 12) 農事組合法人の解散及び清算

農事組合法人は総会の議決等により解散することができます。  
農事組合を解散する場合は清算の手続きを行うこととなります。

### 1. 農事組合法人の解散事由（農協法73条4項で準用する同64条） 農事組合法人は、次に掲げる事由によつて解散します。

総会の議決  
組合の合併  
組合についての破産手続開始の決定  
存立時期の満了  
行政庁の解散の命令

#### 行政庁が解散を命令することができる事由

- (1) 組合又は農事組合法人が法律の規定に基いて行うことができる事業以外の事業を行つたとき。
- (2) 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。
- (3) 組合又は農事組合法人が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

### 2. 解散手続きの流れ

農業協同組合法に規定される農事組合法人の解散手続きは下記のとおりです。

なお、解散した法人（清算法人）は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまでは、なお存続するものとみなされます（農協法73条4項で準用する民法73条）。

また、法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属し、裁判所は、職権で、いつでも監督に必要な検査をすることができます（農協法73条4項で準用する民法82条）。

#### (1) 清算人の選任（農協法73条4項で準用する同71条1項）

組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いて、理事が、その清算人となります。

ただし、総会において理事以外を選任することができます。

#### 注意事項

裁判所による清算人の選任（農協法73条4項で準用する民法75条）

清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人、もしくは検察官の請求により、又は職権で、清算人を選任することができます。

清算人の解任（農協法73条4項で準用する民法76条）

重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人、もしくは検察官の請求により、又は職権で、清算人を解任することができます。

清算人の職務及び権限（農協法73条4項で準用する民法78条）

清算人の職務は、次のとおりとし、その職務を行うために必要な一切の行為をすることができます。

ア．現務の結了

イ．債権の取立て及び債務の弁済

ウ．残余財産の引渡し

( 2 ) 財産処分の決定 ( 農協法73条4項で準用する同72条1項 )

清算人は、就任後、遅滞なく組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあっては財産目録、出資組合にあっては財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出し、又は提供して、その承認を求めなければなりません。

注意事項

残余財産の分配の制限 ( 農協法73条4項で準用する会社法502条本文 )

清算法人は、当該法人の債務を弁済した後でなければ、その財産を組合員に分配することができません。

ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りではありません。

( 3 ) 債権の申出の催告等 ( 農協法73条4項で準用する民法79条 )

清算人は、就任の日から2ヶ月以内に、少なくとも3回の公告により、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければなりません。

注意事項

公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは、その債権は清算から除く旨を付記しなければなりません。ただし、清算人は、知っている債権者を当然に排除することができません。

一定の期間 ( 債権の申し出期間 ) は、2ヶ月を下ることができません。

清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければなりません。

公告は、官報に掲載する方法となります。

期間経過後の債権の申出 ( 農協法73条4項で準用する民法80条 )

債権の申出期間の経過後に申出をした債権者は、法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができます。

( 4 ) 清算法人についての破産手続の開始 ( 農協法73条4項で準用する民法81条 )

清算中に法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければなりません。

注意事項

清算人は、清算中の法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了します。

清算中の法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができます。

公告は、官報に掲載する方法となります。

( 5 ) 清算終了の届出 ( 農協法73条4項で準用する民法83条 )

清算が終了したときは、清算人は、その旨を主務官庁に届け出なければなりません。

( 6 ) 清算後の決算報告書の作成 ( 農協法73条4項で準用する会社法507条 )

1) 決算書の作成

清算法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、下記の決算報告を作成しなければなりません。

決算報告書の記載内容 ( 農業協同組合法施行規則218条 )

債権の取立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額

債務の弁済、清算に係る費用の支払いその他の行為による費用の額

残余財産の額 ( 支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額 )

#### 出資一口当たりの分配額

- (注) 1. 及び については、適切な科目に細分することができます。
2. に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければなりません。
- ア. 残余財産の分配を完了した日
- イ. 残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額

#### 2) 総会の承認

清算人は、清算決算報告を総会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

#### (7) 解散等の登記

農事組合法人が解散したときは、下記のとおり「解散の登記」と「清算終了の登記」を行う必要があります。

なお、登記手続きについては農業協同組合法の規定（第四章登記等、74条～）に基づき行うこととなりますが、登記事項や提出書類などの登記手続きの詳細については司法書士、法務局（登記所）等に相談してください。

##### 1) 解散の登記（農協法78条）

農事組合法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、2週間以内に、主たる事務所の所在地において解散の登記をしなければなりません。

##### 2) 清算終了の登記（農協法80条）

農事組合法人の清算が終了したときは、総会で清算終了の承認を受けた日から2週間以内に、主たる事務所の所在地において清算終了の登記をしなければなりません。

#### (8) 清算所得の申告

残余財産が残り、それが資本金を上回る場合は、法人税等が課せられます。